

肢体不自由児者の父母の機関誌

ZSZ No.158 2022.12.20 発行

ホトミ

第56回全国大会
 第53回中国四国ブロック大会
 期日 令和5年8月4日(金)
 ~5日(土)
 会場 岡山コンベンションセンター
 ママカリフォーラム



令和5年度予算要望ヒアリング
 JKA補助事業実施報告
 ・地域指導者育成セミナー
 ・アステラス製薬贈呈式
 ・第55回全国大会報告



全肢連

一般社団法人 **全国肢体不自由児者父母の会連合会**
 National Federation of the Physically Disabled and their Parents Associations, ZENSHIREN

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-36-7 アルテール池袋709 TEL 03(3971)3666 FAX 03(3971)6079

URL: <http://www.zenshiren.or.jp/> E-mail: zenshiren@zenshiren.or.jp

URL: <http://www.facebook.com/ZENSHIREN>



全肢連は、障害児の親たちが、互いに助けあい、力をあわせていけるように努力しています。障害児者が1人の人間として、生きがいの持てる地域社会づくりをめざしています。

令和5年度予算要望ヒアリング

各ブロックを通じて全国より寄せられ、厚生労働省社会保障審議会障害者部会や内閣府障害者政策委員会などの各種会合や、ヒアリング等で要望を行ってきた「令和5年度予算要望」について、各省庁の令和5年度予算概要要求の内容が明らかになったことを受け、12月2日参議院議員会館地下会議室において2省庁の担当者から現状説明と今後の見込み等について説明が行われるとともに、担当者との意見交換が行われた。

令和5年度心身障害児者に関する予算要望項目と回答

厚生労働省

I 新型コロナウイルス感染症

今後のワクチン接種において、基礎疾患の14項目に限ることなく肢体不自由児者（災害時要配慮者を含む）、支援施設等職員に対してワクチン接種順位が優先的な位置付けとなることを要望します。

回答（障害保健福祉部企画課・障害保健福祉部障害福祉課）

1 オミクロン株対応ワクチンの接種については、初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の全ての方を対象として、9月20日から、順次開始しており、年内に、希望する全ての方が接種するのに十分な量のワクチンを供給することになっていきます。

2 新型コロナウイルス感染症は、過去2年いずれも、年末年始に流行してきたことを踏まえ、希望する全ての対象者が本年中に接種を受けられ

るよう、引き続き、自治体等と連携して接種体制の整備に取り組んでまいります。

II 障害基礎年金・特別障害手当

(1) 施設入所者、在宅障害者が障害福祉サービスを受け、自立して暮らす

ための生活保障として障害基礎年金の他、特別障害手当金、支援給付金、自治体独自の特別障害者等手当（地域で支給額が異なる）があります。親の高齢化が進みいつまでも生活支援を続けることはできません。障害基礎年金は年金法で稼働能力の低下に伴う給付とされ老齢基礎年金を根拠としておりますが、障害のある方に対し稼働能力の低下との位置づけには、無理があります。自立生活のための新たな施策を要望します。

(2) 国民年金と障害基礎年金を「生活保障の一環とし位置づける」なら課税世帯、非課税世帯など支給基準を設け生活保障としての評価で見直しを要望します。

回答（障害保健福祉部企画課・障害保健福祉部障害福祉課・年金局年金課）

1 障害年金は、障害を有することになった場合に、日常生活能力や労働能力の著しい制限といった観点に着目して、所得保障を行うことを目的としております。

2 公的年金制度については、保険料を負担する現役世代の負担が過重なものとならないよう、保険料の上限を固定し、国庫負担や積立金とあわせて、財源の範囲で給付水準を調整する仕組みを導入しており、こうした仕組みの中で、できるだけ給付水準を確保することができるよう取り組んでまいります。

3 障害基礎年金の受給者の方には、令和元年10月に創設された年金生活者支援給付金制度により、障害等級1級の方には月額6,275円、障害等級2級の方には月額5,020円が支給されます。これにより、障害基礎年金とあいまって、障害のある方の生活を支えてまいります。

4 重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とされる

方については、特別障害者手当として月額27,300円を支給しています。

5 加えて、障害のある方が地域において自立した日常生活又は社会生活を送るために必要なサービスについては、障害者総合支援法等に基づき給付しています。

Ⅲ 障害福祉サービス「訪問系」の実態に沿った給付

(1) 第6期障害福祉計画で訪問系サービスについて、現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みについて調査を行ったと承知しております。調査の結果から自治体の施策に差が出ていると思われませんが課題と来年度事業でその課題を是正する諸施策を示してください。示すことを要望します。

1 障害福祉計画の策定に当たっては、都道府県及び市町村においてサービス見込み量等の推計を行うこととして

回答（障害保健福祉部障害福祉課・障害保健福祉部企画課）

1 障害福祉計画の策定に当たっては、都道府県及び市町村においてサービス見込み量等の推計を行うこととして

ています。

2 ご認識のとおり、厚生労働省において、第6期障害福祉計画に盛り込んでいる数値目標等の実績等を把握するため、令和4年5月より各都道府県障害福祉主管課宛に調査を実施しているところですが、現在、回答内容の集計を行っているところでございます。

3 各自治体においては、こうしたものも活用頂きながら、地域の実情に応じた方法でサービス見込み量の推計を行っていただきたいと考えています。

(2) 全ての障害者区分において支給額実態が行政単位で異なるとしたら、基本的な生活圏が歪められ、住んでいる地域で適切な障害福祉サービスを受ける事ができないことは不合理です。国において障害福祉サービスの支給に係る量の公正化と質の向上を要望します。

回答（障害保健福祉部障害福祉課）

1 障害福祉サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成19年4月13日付事務連絡）において、市町村が留意す

べき事項として、

・適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においてあらかじめ支給決定基準を定めておくこと
・支給決定に当たっては、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと
・特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたいこと

を定めており、全国障害保健福祉主管課長会議においても繰り返し周知しているところです。

2 引き続き、市町村において適切な支給決定が行われるよう、周知に努めてまいります。

(3) 重度訪問系サービスについて、住宅と共同生活援助居住者のサービス支給に大きな差があります。利用者の居住実態に沿った公平なサービスとなるよう要望します。

1 重度訪問系サービスについて、住宅と共同生活援助居住者のサービス支給に大きな差があります。利用者の居住実態に沿った公平なサービスとなるよう要望します。

回答（障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室）

1 ループホームにおいては、事業所の責任の所在の明確化等の観点から、原則としてグループホームの事業所の従業者以外の者による介護等を受けさせてはならないこととしており、その上で、特例的取扱いとして、重度障害者が一定の要件を満たす場合に外部のホームヘルパーを個人単位で利用すること（いわゆる「個人単位ヘルパー」）を時限的（令和5年度末まで）に認めているところです。

2 当該経過措置の取扱いについては、障害者部会報告書において、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の影響や重度障害者に対する必要な支援を確保する観点から恒久化すべき」との意見等を踏まえつつ検討すべき」とされているところであり、利用の実態等も踏まえながら、次期報酬改定に向けて丁寧な検討してまいります。

(4) 重度訪問介護サービス単価が身体介護サービス単価より安価な設定の改善と介護事業所が重度訪問介護サービス事業を取得できるよう改善を要望します。

1 重度訪問介護サービス単価が身体介護サービス単価より安価な設定の改善と介護事業所が重度訪問介護サービス事業を取得できるよう改善を要望します。

回答（障害保健福祉部障害福祉課）

1 重度訪問介護の報酬単価は、比較的長時間にわたり日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しており、居宅介護の単価は、短期間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて設定しております。

2 また、介護保険制度に基づく指定訪問介護事業等を実施する事業所が、同一事業所において重度訪問介護を実施する場合は、都道府県において、指定訪問介護等の事業に係る指定を受けていることをもって基準を満たしていると判断し、指定を行って差し支えないものとしています。

IV 協同生活援助事業の支援体制の充実（支援員の確保含む）

(1) 重度重複障害者（医療的ケアの方を含む）が利用できるグループホーム設置を障害福祉計画に明示するとともに都道府県計画、市町村計画にも具体的な計画となるよう要望してまいりました。

グループホーム建設では国の補助制度のほか独自の助成を行っている

自治体もありますが、建設費以外に必要な経費が多額となることから自治体に対し義務的な支援制度化について検討することを要望します。

回答（障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室・障害保健福祉部障害福祉課）

1 障害者の地域生活を推進するため、グループホームにおける重度障害者の受入体制の整備が重要と考えています。

2 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においては、

- ・看護職員を訪問させる医療連携体制加算について、医療的ケアが必要な者に対する加算額の引き上げ
- ・グループホームにおける、医療的ケアを必要とする者への医療的ケア対応支援加算の創設
- ・重度障害者支援加算の対象を障害支援区分4以上の強度行動障害者に拡充
- ・強度行動障害者の体験利用を行うグループホームを評価する加算を創設など重度障害者の受入体制の強化を図ったところです。

3 なお、グループホームの施設整備については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としていると

ころであり、引き続き必要な予算の確保に努めてまいります。

(2) グループホーム建設にあたって居室、浴室、玄関、廊下等いたるところにバリアが存在していることを踏まえ、バリアフリー加算を創設して設備整備費を引き上げることがを要望します。

回答（障害保健福祉部障害福祉課）

1 グループホームの開設に当たって、新規に建てる場合、既存の建物を改修して始める場合、いずれの場合においても社会福祉施設等施設整備費補助金の対象としているところ。

2 当該補助金においては、建物工事と一体的に実施されるバリアフリー設備の工事費用も、補助対象経費として補助申請することができることとしている。

3 現下の厳しい予算の中で、できる限り多くの整備を採択するため、基準額等を設定しているところであり、その点ご理解いただきたいと思います。

(3) グループホームで居住する重度障害のある支援区分6の利用者4人の場合、指定上の世話人配置基準4…1とすると世話人は1人、支援員は

区分6で2.5…1なので支援員は1・6人、合計して2.6人が4人の重度障害者を支援することになります。利用者に対し世話人・介護人の配置は現状とかけ離れており利用実態に沿う配置基準の見直しと報酬の改定を要望します。

回答（障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室）

1 障害者の地域生活を推進するため、グループホームにおける重度障害者の受入体制の整備が重要と考えています。

2 グループホームの重度障害者の受入体制の整備については、

- ・平成30年度報酬改定において、障害の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」を創設し、常時の人員体制の確保を最低基準とするともに世話人

3…1以上の配置を基本報酬で評価

- ・令和3年度報酬改定において、医療的ケア対応支援加算の創設や重度障害者支援加算の拡充などを図ったところです。

3 今後とも、経営状況やサービスの質を反映したきめ細やかな報酬設定に努めてまいります。

(4) 人材不足が課題となっておりますが適切な報酬単価となっているのか、また、必要量の調整及び人的配置についても調査項目に入れ実態に沿う計画となることを要望します。

【回答】(障害保健福祉部障害福祉課地域

生活支援推進室)

1 3年ごとに実施している障害福祉サービス等報酬改定においては、改定の前年度に、各サービス事業所の経営実態調査を実施し、その結果を報酬改定に反映することとしており、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においても、グループホームの経営状況等を踏まえて必要な見直しを行ったところです。

2 また、グループホームについては、都道府県や市町村において策定された障害福祉計画に基づき、計画的に整備を進めているところであり、令和3年度末の実績では見込み量よりも多くの方が利用している状況です。

3 次期報酬改定や次期障害福祉計画の策定も見据えて、グループホームにおける支援の充実や地域におけるサービスの整備について検討を進めてまいります。

(5) 社会保障審議会障害者部会で新たなグループホームのサービス類型として従来からあるサテライト型住居が一部の者にとどまっているとして一人暮らし等について創設を検討されようとしています。重度障害者(医療的ケアを含む)が利用できるグループホームの設置は高齢化社会で家族介護ができない家庭が増加し行き場のない社会問題化しつつあり重度障害者に特化した新たな類型としての検討を要望します。

【回答】(障害保健福祉部障害福祉課地域

生活支援推進室)

1 強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者の支援体制、特に地域における住まいの場であるグループホームにおける重度障害者の支援体制の整備が課題と認識しております。

2 このため、障害者部会報告書において、

・グループホームにおいて、医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害等の特性に対応できる専門性を持つ人材配置を推進するための方策について検討する必要があること

・重度障害者向けのグループホームなど地域のニーズを踏まえたグループホームの整備を推進する観点から、障害福祉サービス全体として地域のニーズを踏まえた事業者指定の在り方を検討するとともに、次期(令和6年度)障害福祉計画において、重度障害者等の支援が行き届きにくいニーズについて、全体の必要量とは別に、そのニーズを見込み、整備を促していくこと等について検討すべきであること

・障害特性に応じた住居に関する研究事業の成果を踏まえ、医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害、高齢化等に対応した施設・設備に対応するための方策について検討する必要があることにつき御提言をいただいたところであり、これに基づいた取組を進めてまいります。

全国物価地域格差指標を考慮した特定障害者給付(家賃助成)制度の拡大を要望します。

【回答】(障害保健福祉部障害福祉課

地域生活支援推進室)

1 グループホームの家賃は、本来、利用者本人が負担するものですが、障害のある方の地域生活への移行を促進するため、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯のグループホーム利用者に対して、1人あたり最大で月額1万円の助成を行っております。

2 助成の対象の拡大については、国の他制度との関係や財源の確保が課題と考えております。

VI 地域で安心して健全な生活ができる

(1) 「医療的ケア児等医療情報共有システム(MEIS)」は全国どこでも必要な医療を受けられるように、かかりつけの病院(かかりつけ医)以外でも医療等に関する情報を共有していくことが運用の目的です。現在の進捗状況並びに全国どこでも利用できる環境の整備を早急に図られるよう要望します。

V 特定障害者給付(家賃)対象の拡充

(1) 「特定障害者給付(補足給付)」は全国一律で1万円となっていますが、在宅で親の支援と障害基礎年金等で生活している方が多く、地域経済や

回答（障害保健福祉部障害福祉課障害

児・発達障害者支援室）

1 「医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）」は、医療的ケア等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、全国の医師・医療機関（特に、救急医）が迅速に必要な患者情報を共有できるようにすることを目的として令和2年度より運用を開始しました。

2 令和4年2月末におけるMEISへの登録者数は、医療的ケア児等349名、医師368名となっております。多くの方に活用していただけるよう、利便性の向上を図るとともに、MEISの普及に引き続き努めてまいります。

VII 高齢者・障害者施設のあり方及び課題

(1) 障害者と親の加齢で「8050問題」が現実となり、障害者と親が一緒に暮らせる住まいの場として、障害者の入所施設、高齢者施設、グループホームの複合施設を要望します。

回答（障害保健福祉部障害福祉課）

1 障害者支援施設やグループホーム等での暮らしなど、障害のある方が生活の場を選択できる環境を整備していくことが必要であると認識しています。

2 障害者支援施設やグループホームを含め、市町村及び都道府県において、地域に居住する障害のある方の意見を聞きつつ、それぞれの地域の実情を把握した上で、サービスの必要量を見込んだ障害福祉計画に基づき、サービス提供体制の確保に取り組んでいます。

3 今後とも、各自自治体で把握されたニーズを踏まえながら、計画的な整備を行っていく必要があるものと考えています。

VIII 重度訪問介護等国庫負担基準と報酬改定

(1) 重度訪問介護・重度障害者包括支援について、令和3年度の報酬改定で国庫負担基準が微増しました。国庫負担基準の上限を設定するのは市町村間のサービスの目安とばらつきをなくすためとされていますが、自治体によっては財政負担が高額となり居宅サービスの利用抑制につな

がっていることは否めません。重度障害者の必要な利用時間など適切な評価と国が定める制度を全国一律とすることで地域間格差が生じない制度を要望します。

回答（障害保健福祉部障害福祉課）

1 障害者自立支援法（現行は障害者総合支援法）の施行以降、国の費用負担を義務化することで財源の裏付けを強化する一方で、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービスのばらつきをなくすため、市町村に対する国庫負担の上限として国庫負担基準を定めております。

2 ただし、重度障害者の割合が一定以上であることにより、訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超過している市町村等については、地域生活支援事業及び重度訪問介護利用促進市町村支援事業において別途必要な財政支援を行っているところで

3 障害福祉サービスの支給量等の支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うよう、毎年度の自治体を対象とする全国会議で周知しているところであり、引き続き適切な制

度運用を図ってまいります。

(2) 令和3年度の報酬改定で、医療的ケアの必要な重症心身障害児者の日中活動の場に看護師を常勤換算で配置することが盛り込まれましたが、

現状の報酬単価では看護師の常勤配置や複数配置が厳しい状況であることとを理解いただき、医療度に応じた加算を充実することを要望します。

回答（障害保健福祉部障害福祉課）

1 日中活動の主なサービスである生活介護については、従来から看護職員を常勤換算で1人以上配置している場合に一定の要件のもとで加算を算定可能といたしました。

2 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においては、看護職員の配置状況等の実態を踏まえて更に拡充し、看護職員を常勤換算で3人以上配置し、医療的ケアを必要とする利用者に支援する場合に算定可能な報酬区分を創設しています。

3 今後とも、事業者の実態等を適切に把握した上で、利用者にとってより良いサービス提供を実現できるように、引き続き取組を進めてまいります。

(3) 重度訪問介護の支援対象に重度障害のある大学生が認められましたが、大学生以外の生徒にも適用して通学(学習を含む)を加えるよう要望します。

回答 (障害保健福祉部障害福祉課)

1 障害のある方に対する通学中及び学内の介助については、障害者差別解消法に基づく教育機関等による「合理的配慮」との関係や、これまでの教育と福祉の役割分担の関係があることから、個別給付の対象としていませんが、常時介護を要する重度障害者が、大学等の支援体制が十分であることにより、大学等の修学を断念することがないよう、平成30年度に地域生活支援事業等において「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」を創設したところです。

2 本事業では、大学等が当該対象者の修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、

- ・障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること
- ・大学等において、障害者に対する

支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実な支援が進められていることを要件として、修学に必要な経費の補助を行うこととしています。

3 本事業の創設に当たっては、

- ・高等学校までは特別支援教育やスクールバス等により、障害により教育を受けることが困難な児童生徒に対し支援があること
- ・その一方で大学等の高等教育機関においては、これらの支援が十分ではなく、障害の状況によっては進学をあきらめている学生もいる状況となっていたことなどから大学等を対象としたという背景があり、対象となる学校等を拡大することは現時点では考えておりませんが、障害のある児童生徒の修学に当たっては、学校等を所管する文部科学省とも引き続きよく連携して取り組んでまいりたいと考えております。

地方自治体に「医療型短期入所事業所開設のためのガイドブック」を作成し周知しているとのことですが、実態調査ではどのような結果がでていましたか、医療型短期入所の設置に向け自治体に必要な支援策を講じるよう要望します。

回答 (障害保健福祉部障害福祉課)

1 「医療型短期入所に関する実態調査」は、医療型短期入所を実施している事業所の現状や課題を把握するために実施しており、事業所への支援として必要な事項や医療型短期入所の対象者像等を整理しています。

2 この調査結果も踏まえ、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においては、基本報酬の引上げを行うとともに、医療型短期入所の対象者に医療的ケア児を加える等の見直しを行っております。

3 引き続き、短期入所サービスの充実に向け取り組んでまいります。

府県、各圏域及び各市町村に医療的ケア児等コーディネーターを配置することが盛り込まれました。配置状況を見ると行政の直営・民間委託と形態はさまざまですが、令和3年度末の配置状況と近年は核家族化が進み在宅で一人悩み子育てをしている保護者も多くなっています。

特に相談支援は重要であり情報提供を含め適切な医療・療育を行うためにも全国的な配置促進の支援と配置数に応じた具体的な養成研修を行う体制整備とともに支援の強化を要望します。

回答 (障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室)

1 第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等コーディネーターを配置することを成果目標としています。

2 国としては、医療的ケア児等総合支援事業において、都道府県や市町村が実施する医療的ケア児等コーディネーターの養成に係る研修の費用や医療的ケア児等コーディネーターの配置に係る費用を補助対象としています。

IX 短期入所(シヨートステイ)等の必要な施設整備

(1) 令和元年度から「医療型短期入所に関する実態調査」を実施するとともに、医療機関の協力を求めるため

X 在宅医療、訪問看護・リハ、医療的ケア児支援

(1) 「医療的ケア児総合支援事業」は第2期障害児福祉計画に係る基本指針において令和5年度末までに各都道

こうした取組を通じて、引き続き、医療的ケア児やその家族に対する相談支援体制の充実が図られるよう努めてまいります。

(2) 医療的ケア児者に対応できるメデイカルシヨートやレスパイトができる療育施設は全国で不足しており、病院や診療所で受け入れが可能となるよう制度上の確立を要望します。また、医師が常駐できる医療型療育センターのサテライト型を含め都道府県等で設置している施設で可能となる体制整備を要望します。

回答（障害保健福祉部障害福祉課）

1 短期入所サービスについては、障害児者の在宅生活の継続や介護者のレスパイト（一時的休息）の観点から重要であり、障害児者の地域生活のために必要な福祉サービスと認識しています。

2 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定においては、短期入所サービスに関する報酬について、医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するための短期入所の新たな報酬区分（福祉型強化短期入所サービス費）の創設、医療型短期入所サービス費の引き上げ等を行って

ます。

3 また、令和元年度には、医療機関の参入促進を図るため、「医療型短期入所事業所開設のためのガイドブック」を作成し、地方自治体へ周知しています。

4 さらに、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においては、医療型短期入所サービス費の引上げや、医療度の高い利用者に対する支援を強化する報酬の見直しを行う等、医療的ケア児者の受入体制の強化を行っております。

5 引き続き、短期入所サービスの充実に向けて取り組んでまいります。

(3) 入院時のヘルパー利用について、コミュニケーションが困難な障害児者が入院した場合、重度訪問介護サービスの利用者だけとなつていますが、自宅で身体介護サービスを行っている場合も派遣が可能となるよう対象範囲の拡大をお願いします。

回答（障害保健福祉部障害福祉課）

1 居宅介護については、居宅内における、入浴、食事等の介護や調理、洗濯といった家事援助等を行うものであり、現行制度としては、原則、

居宅外へのヘルパー派遣を想定しておりません。（通院等介助や通院等乗降介助のサービスを除く。）

2 また、重度訪問介護については、入院時の利用について、最重度の障害がある方が入院される場合、それまで受けていたヘルパーの支援が受けられず、

・体位交換の際にご本人に合った姿勢を看護師に伝えられず苦痛を感じる方や、

・環境や生活習慣へのこだわりに応じた支援がなされず、強い不安を感じることがおられるとの指摘がありました。

3 こうした指摘に対応するため、厳しい財政事情の下、最重度の障害がある方について最大限配慮するため、平成30年度より、入院中もご本人の状態等を熟知したヘルパーが、ご本人の事情を医療従事者に伝達する等により、医療機関内での適切な対応につなげるという支援を新たに行えることとしているものです。

(4) 医療の面で小児から成人に移行する際の問題があります。

小児科から他科へスムーズに移行できる仕組みづくりと併せて障害児者の特性を理解してくれる医師の育

成を要望します。

回答（健康局難病対策課）

医政局地域医療計画課

障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室

【移行期医療支援について】

1 障害者でもある難病等の患者やその家族は、慢性的な疾病を抱え、個々の病状に応じ、多岐にわたる悩みを抱えていると承知しており、ご指摘の医療の面での小児から成人への移行期に対する支援については、昨年7月に取りまとめられた「難病・小慢の見直しに関する意見書」において、

・国において、その実態や、課題の把握を行い、今後の移行期医療支援センターの設置促進のための対応について、財政支援の在り方を含め、検討すべきとされた。

2 このことを踏まえ、令和4年度においては、移行期医療体制の整備を促進するため、都道府県が実施する移行期医療支援センターの整備に必要な費用に対する支援のほか、移行期医療支援体制に関する実態調査を実施している。

【医師の育成について】

1 障害児者を含む、地域で医療的なケアを要する児や家族のための環境整備や地域連携のために必要な手続き等に関する基礎的な知識の習得等を目的に、都道府県が医師等に対して実施する研修を支援している。

2 また、地域において在宅医療の人材育成を支えることができる、在宅医療に関する専門知識や経験を豊富に備えた講師人材の育成を行っている。

(5) 介護現場に従事する看護師の数が少なく、確保するのが困難です。看護師は介護時のような力仕事のない医療現場を希望する傾向があります。介護現場に来てもらうためにも、医療現場との賃金格差を報酬単価増で評価するのではなく介護現場での医療専門職としての評価で是正するよう要望します。

回答（障害保健福祉部障害福祉課）

1 障害福祉の現場で働く看護職員においては、安定的な処遇を確保していくことが重要であり、令和元年10月に創設した特定処遇改善加算や、本年10月に創設した

ベースアップ等支援加算では、福祉・介護職員以外の職員の処遇改善を行うことを可能とする柔軟な運用を認めているほか、

・令和3年度改定におけるプラス改定は、看護職員を含む現場でご尽力いただく方々の処遇の改善にもつながるものと考えております。

2 今後の処遇改善の具体的な方向性については、「公的価格評価検討委員会」の中間整理を踏まえ、職種毎の仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がり、必要な人材が確保されるかといった観点から検討してまいります。

(6) 重度重複障害・医療的ケアを必要とする方の介護に従事する専門的な人材を育成するための制度（財政支援を含む）の検討を要望します。

回答（障害保健福祉部障害福祉課）

1 医療的ケアのニーズ等に適切に対応し、障害福祉従事者の確保や専門性の向上を図る観点から、障害福祉従事者の研修への参加を促すため、障害福祉従事者が研修を受講している期間における代替要員確保のための経費を「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」に

より支援しております。

2 また、強度行動障害を有する者への支援について、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において、研修の指導者を養成するための研修を実施するとともに、都道府県に対して、

・適切な支援を行う職員の人材育成を目的と基礎研修

・適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする実践研修

の実施に必要な経費を補助すること、専門的な人材の養成を推進しております。

(7) マイナンバーカードの利用の見通しについて障害者手帳、保険証、MEISなど一枚にまとめたいただき、各種手続きの簡素化の促進を要望します。

回答（障害保健福祉部企画課）

保険局医療介護連携政策課
障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室

1 障害者手帳については、マイナンバー連携を進めているところであり、マイナンバーカードとの一体化については、障害者手帳の利用形態を踏

まえつつ、検討してまいります。

2 健康保険証については、ご本人にマイナンバーや医療機関の受付においてマイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていただくことで、マイナンバーカードで医療機関等を受診していただくことが可能となります。

マイナンバーカードと健康保険証を一体化することにより、患者の方にとっては、転職時の保険証切替が不要となる等の手続の簡素化のほか、健康・医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けられるなどのメリットがあると考えており、積極的な利用登録をお願いいたします。

3 医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）は現在マイナンバーとの連携をしていないところです。MEISとマイナンバーの連携については、個人情報保護等の観点から慎重な対応が必要と考えております。

XI 通勤・通学での移動支援

(1) 移動支援制度は地域生活支援事業で自治体の判断で認可される必須事業とされていますが、自治体間で利用の在り方が異なっているため地域

間で差が生じ公平性がありません。「生活、就労、教育」についてどのように考えますか。全国一律の制度となることを要望します。

回答（障害保健福祉部企画課自立支援

振興室）

1 移動支援事業については、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業において、市町村の必須事業の一つとして規定しているものであり、地域生活支援事業は、市町村等が、地域の実情や利用者の状況に応じて、柔軟な形態により実施できるものです。

2 厚生労働省としては、移動支援の重要性に鑑み、市町村等に対して、事業の利用を希望する方の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で、真に必要な方にサービスが適切に提供されるよう、引き続き周知してまいりたいと考えています。

XII 災害時避難行動要支援者の個別避難計画

(1)

「災害時個別避難計画」作成を関係部局で総合的に取り組み福祉専門員が参画するとき地方交付税措置がさ

れるとのことですが、地方交付税の性格から具体的な財源とならず福祉専門員としての評価から作成を義務化し、障害児者福祉制度の中に災害時個別避難計画として打ちだしその計画に基づき避難訓練を実施できるように報酬上も評価できるように要望します。

回答（障害福祉課地域生活支援推進室）

1 高齢の方や障害のある人など自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難先などを記載する個別避難計画の作成が、令和3年5月の災害対策基本法の一部改正において、市町村長の努力義務とされました。

2 相談支援専門員は、避難行動要支援者のうち障害福祉サービス等の利用者について、日頃からサービス等利用計画等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できることから「個別避難計画」作成の業務に、福祉専門職の参画を得ることが大変重要であると認識しています。

3 このため、令和3年3月に厚生労働省より自治体の福祉部局や関係団体宛てに、
・消防防災主管部局や保健・医療など関係部局と連携の下、個別避難

計画の取組の検討及び実施準備に協力をいただけるよう依頼し、
・また、令和3年度より、個別避難計画の作成に係る福祉専門職の参画に対する報酬等の経費について、新たに地方交付税措置が講じられていることをお示ししたところで

4 また、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、相談支援事業所に対して、一定の経過措置期間を設け、災害等に対する業務継続計画の策定等を義務付けた上で、災害時等の役割も勘案した基本報酬の引上げを実施しております。

5 今後とも、災害対策基本法を所管する内閣府はじめ関係省庁と連携して、福祉専門職の参画が確保されるよう関係団体に協力を求める等により、しっかりと対応してまいります。

XIII 災害時の医療的ケア児者対策

(1) 医療的ケアの必要な障害児者に

とって停電は命取りになることから、災害等による停電対策として、人工呼吸器用自家発電機、外部バッテリー（充電器、インバータ含む）蓄電池などは「用具の製作、改良又は開発にあたって障害に関する専門的

な知識や技術を要するもの」とされ日常生活用具給付事業に該当しないとされましたが、災害時避難に際し膨大な医ケアの荷物を持って避難所に医ケア児者を連れて行くリスクを考え避難所に行けなく避難先が確保できない場合があります。災害時に自宅での避難生活を可能にするために、発電機、外部バッテリー、蓄電池等について特例として日常生活用具給付事業に追加できないか、また、自宅の改造、耐震化（シエルター等）の改修補助についても要望いたします。

回答（障害保健福祉部企画課自立支援

振興室

1 日常生活用具給付等事業は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして、国が告示にて用具の要件、用途及び形状を定めており、用具の要件として「用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」等を定めています。

2 事業の対象者や種目は、地域の特性や利用者の状況により、実施主体

文部科学省

である市町村が柔軟に定めておりますが、要件、用途及び形状の観点から、発電機、外部バッテリー、蓄電池を当該事業の対象にすることは難しいと考えます。

3 また、日常生活用具給付等事業の「居宅生活動作補助用具」において、障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具の設置に小規模な住宅改修（手すりやスロープの設置等）を伴うものを給付の対象としておりますが、ご要望の耐震化（シェルター等）の改修については、告示で定める用具の要件に当てはまらないため、当該事業の対象にすることは難しいと考えます。

4 なお、自力での移動が困難で在宅において人工呼吸器を使用している患者にとって、電力供給の停止がそのまま生命の危機に直結する恐れがあるため、使用している人工呼吸器の稼働に空白を生じさせないよう、医療機関が人工呼吸器使用患者に貸し出せる簡易自家発電装置等の整備に必要な予算措置を実施してまいります。

I 心身障害児理解の教育について

(1) インクルーシブ教育の実現に向け、

小・中学校では特別支援学級が設置されてきたが、高等学校についても平成30年度から通級が制度化されたが、都道府県教育委員会の理解を更に進め真のインクルーシブ教育となるよう要望します。

回答（初等中等教育局特別支援教育課）

・障害者の権利に関する条約に基づく「インクルーシブ教育システム」の理念の実現に向け、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備等を行うことが重要と考えております。

・こうした観点から、文部科学省としては、高等学校段階において、平成30年度に通級による指導を制度化すると共に、加配措置の充実に努めてまいります。

・また、外部人材についても積極的に導入することとしており、通常の学級において子供の学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」の配置や看護師、外部専門家等

の配置に係る財政的支援を行っております。

引き続き、こうした制度等を活用して頂きながら、高等学校段階も含め、障害のある子供の学びの充実が図られるよう、支援の充実や周知等に努めてまいります。

(2) 幼稚園、小・中学校、高等学校で、

障害のある児童生徒の障害特性に合わせ「特別支援教育支援員」の配置がされていますが、高等学校では全国で900人と少なく公・私立学校で必要な「特別支援教育支援員」の配置がスムーズに行われるよう財政措置の拡大を要望します。

回答（初等中等教育局特別支援教育課）

「特別支援教育支援員」の配置に必要な経費については、地方公共団体における配置実績等を踏まえて、所要の地方財政措置が講じられているところであり、今後、高等学校を含めて配置実績が伸びていく場合には必要対応を行ってまいります。なお、令和4年度においては、67,300人

（幼稚園…8,400人、小学校…45,700人、中学校…12,400人、高等学校…800人）を配置するために必要な地方財政措置が講じ

られているところです。（高等学校における特別支援教育支援員の配置の実績は約800人となっています。）

・私立学校においても、「特別支援教育支援員」の配置等、特別支援教育に係る活動の充実を図る取組に対して都道府県が補助している場合、私立高等学校等経常費助成費補助金によって、当該経費の一部を補助しています。令和5年度は、教育の質の向上を図る学校支援経費の内数として、対前年度7億円増の25億円を概算要求しているところです。

・文部科学省としては、引き続き特別な支援を必要とする児童生徒に対して適切な支援が実施されるよう、地方公共団体への情報提供などに努めてまいります。

(4) 特別支援学校にPT、OT、ST

の配置を要望します。教員では専門知識が無いため、個々の成長に合った指導が出来る方の配置ができるように制度の充実を要望します。

回答（初等中等教育局特別支援教育課）

・学校において、障害により特別な支援を必要とする子供に対して支援を行うにあたっては、教員のみならず、様々な専門家のサポートが必要であ

ると考えております。

・平成27年12月の中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の方針について(答申)」においても、校長のリーダーシップの下、教員がチームとして取り組むと共に、P・T・O・T・S・T等の専門家を含めた多様な職種の専門性を有するスタッフを学校に置き、それらの教職員や専門スタッフが自らの専門性を十分に発揮し、「チームとしての学校」の総合力、教育力を最大化できるような体制を構築していくことが大切とされたところであり、文部科学省としても、令和4年度予算において、専門の医師やP・T・O・T・S・Tなどの専門家に配置に係る経費を一部支援しているところです。

(5) 特別支援教育における医療的ケア体制の充実と補助教員等の配置が十分に図られるよう要望します。

回答 (初等中等教育局特別支援教育課)

・文部科学省では、「医療的ケア児及びその家族の支援に関する法律」の成立も踏まえ、学校における医療的ケア実施体制の充実に向けて、本年度においては、校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、医療的ケア看護職員の配置に必要な経費を大幅に増額(約26億円)して確保するとともに、令和5年度概算要求においては、本年度予算より15億円増の約41億円に拡充して要求するなどしているところです。また、人的配置については、上述の通り、特別支援教育支援員や外部人材の措置に関する経費を支援しているところです。

(6) 人工呼吸器を使用していると保護者の付き添いが求められます。付き添わなくても学べる施策を講ずることを要望します。

回答 (初等中等教育局特別支援教育課)

・「医療的ケア児及びその家族の支援に関する法律」の第10条2項のとおり、保護者の付添いがなくても、学校に

において適切な医療的ケアを受けられるようにすることが重要であると考えております。

・そのため、文部科学省においては、学校における医療的ケアに関し、保護者に付添いの協力を求めることについて、真に必要なと考えられる場合に限りよう努めるべきであることなどを周知するとともに、学校において医療的ケアを行う看護師の配置を支援するため、令和5年度概算要求において、看護師の配置に係る経費の拡充を要求するなど、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図っているところです。

・保護者の付添いの必要性は、各自治体・学校等が実情を踏まえて判断するものですが、今後とも、法律の趣旨を踏まえ、医療的ケアを必要とする児童生徒等に対する支援の充実に努めてまいります。

令和4年12月2日

一般社団法人

全国肢体不自由児者父母の会連合会



第2回 あ〜と展覧会 2022

WEB展覧会 1月10日(火)より開催

今年度の応募作品は315点！
たくさんのご応募、ありがとうございました。
各賞受賞作をはじめ全ての作品をご覧いただけるWEB展覧会を開催します。
全国から寄せられた力作をぜひお楽しみください。

《全肢連ホームページ》

<https://www.zenshiren.or.jp/>



または

全肢連 あ〜と展覧会



福岡県立築城特別支援学校
吉田 梨花「パソコンとわたし」



千葉県立船橋夏見特別支援学校
池田 夢希「狐の居場所」

第3回 あ〜と展覧会 2023

開催決定!!

詳細が決まり次第、全肢連ホームページ・ポスター等でお知らせします。
みなさんからのご応募お待ちしております！



競輪とオートレースの補助事業

令和4年度 地域指導者育成セミナー

公益財団法人JKAでは、競輪&オートレースの補助事業として様々な補助事業を行っています。

補助対象事業の一つとして、福祉課題を地域で取り込んでいく活動や、医療、介護など様々な分野が連携できる取り組み、児童、高齢者、障害者を地域の中で結びつけ共生できる社会を目指す活動を支援する「社会福祉の増進」事業があり、全肢連ではその中の、障害者の社会参加、自立を支援する活動及びその家族を支援する活動、障害者スポーツの振興等、障害者が地域で幸せに暮らせるために日々取り組む活動を支援する「障害のある人が幸せに暮らせる社会を創る活動」として事業の補助の交付を受けています。

令和4年度の障害児者と家族、支援者のための研修事業では、肢体不自由児者が日常生活を快適に過ごすため、移動や生活に必要な車いす使用時に姿勢を正しく保つことの必要性について、昨年発行した『療育ハンドブック第47集「シーティングで変わる障害児者の未来」～変形・脱臼・褥瘡などの二次障害をあきらめていませんか～』の著者である株式会社アクセスプランニング シーティングスペシャリスト山崎泰広氏を講師に迎え、自身の体験を交えた講演と車いすシーティングの解説及び体験を行う研修会を全国6ブロックにて実施しました。

シーティング研修の詳細については「研修会報告書」を作成し、改めてご報告します。

「車椅子シーティング (wheelchair seating and positioning) とは」

使用する方に合わせて適切な車椅子、クッション、バックサポート等を組み合わせることで最適な姿勢を実現して褥瘡や変形等の二次障害を防止し、残存機能を最大限に発揮することを可能にするための理論と技術であり、その目的は快適に車椅子で過ごし、自立支援と介護軽減を可能にすることです。

特に車椅子使用者の褥瘡予防・再発防止と変形の予防・悪化防止には高い効果があり、欧米では車椅子使用者に不可欠な理論と技術として活用されています。

北海道ブロック

参加者 35名

令和4年7月9日(土)～10日(日) 北海道札幌市 かでる2.7

<参加者からの感想>

- ・体験で、その場での変化(改善)をはっきり実感できました。
- ・姿勢保持のための明確な理由が分かった。
- ・山崎先生の話を通じて直接聞くことができ大変貴重な機会でした。
- ・シーティングの重要性を再確認できた。



東北ブロック

参加者 21 名

令和4年7月23日(土)～24日(日)

岩手県八幡平市 いこいの村岩手

<参加者からの感想>

- ・シーティングは初めて耳にしました。家族に車椅子利用者がいるので今後の参考になりました。
- ・車椅子の重要性が分かったが、簡単には手に入らないことも分かった。
- ・我が家に必要としている娘がいるが手遅れかもしれ

ないと感じた。現在2週間入院しこれからリハビリなので参考にしたい。

- ・今まで悩んでいたことが少し気持ちも楽になった。
- ・息子も40代後半になり体力面でも色々感じる事が多くなり姿勢の大切さを実感。



近畿ブロック

参加者 44 名

令和4年10月15日(土)

奈良県奈良市

奈良県文化会館

<参加者からの感想>

- ・シーティングについて理解不足だったので改めて聞くことができよかった。
- ・シーティングという概念を知らなかった。
- ・とても勉強になった。自分の子どもにあてはめて考えることができた。
- ・何を基準にどう合わせるか。勉強になりました。

・普段何気なく使用している車椅子を違う視点から見ることができ興味深かった。

- ・正確な座位保持をすることで機能改善できることがよく分かった。
- ・新たな発見が多くあり可能性を感じた。



関東甲信越ブロック

参加者 31 名

令和4年10月22日(土)～23日(日) 千葉県千葉市 蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館

<参加者からの感想>

- ・身体に合う車椅子（姿勢保持も含めて）について知ることができました。現在息子の使用している車椅子があまりにも合わなくなっていたので具体的な改善方法も聞けて大変よかったです。
- ・話が分かりやすく、実演があったのがよかった。
- ・姿勢が悪い娘を想像し改善できるところはやっていこうと思った。
- ・シーティングの細やかなサポートパーツ、進化を知ることができてよかった。
- ・PTにも研修を受けてほしい。親も勉強し知っておく必要がある。車椅子を新調するのに役だった。
- ・講師自らの体験・事例が聞けた。自分の子どもに当てはめて考えることができ今後の参考となった。



九州ブロック

参加者 30 名

令和4年11月19日(土)～20日(日) 福岡県福岡市 福岡市市民福祉プラザ

<参加者からの感想>

- ・身体の支え方に良し悪しがあることを知りました。動いているところを使って機能を保持することが大切だと思いました。
- ・大変勉強になりました。子どもは右半分でマヒがあり、歩くことはできますが座っている時は少し右に傾きます。このクッションがあれば右の傾きが改善されるのではないかと思います。
- ・車椅子が大切だとよく分かりました。ただ、どうして一般の病院で広がらないのか。金額？ 技術？
- ・シーティングの効果の大きさに驚いた。



東海北陸ブロック

参加者 19 名

令和4年11月26日(土)～27日(日) 愛知県名古屋市 ウィンクあいち

<参加者からの感想>

- ・個別にアドバイスをいただき分かりやすかった。
- ・シーティングがとても大切なことだと知っていたので詳しく聞けてよかった。



沖縄県肢連 宮城 翔 さんより

シーティングクッション JAY X2 クッションを使用している感想をいただきました

シーティングクッションの JAY X2 クッションを 15 年以上使用しています。

以前は普通の車いす付属品のクッションを使用していました。2 時間が限界でした。

学生時代も学校椅子やパイプ椅子にクッションを置いて移乗して授業を受けていましたし、映画館では必ず移乗して鑑賞していました。

JAYX2 クッションにしてからは、長時間座っていてもお尻が痛くならず…。仕事で 8 時間勤務も平気です。素晴らしいクッションだと思います。

JAYX2 クッションを知ったのは…九州ブロック大会の物販・展示ブースでした。パンフレットを手に沖縄の義肢屋さんに相談して注文しました。沖縄では初めてだったらしく…義肢屋さんも半信半疑でした。その会社が山崎さんの旧 アクセスインターナショナルでした。

数年後…ある義肢装具士さんから県立病院の整形ドクターから JAYX2 の問い合わせがあった話を聞きました。車イスラグビー日本代表にもなった仲里さんからも空港で会った時に直ぐ良いクッション使っているねって言われたので…。そんなに有名なんだと驚きました。

フル(全面)シーティングはハードル高いかも知れませんが…。まずはクッションから替えても良いと思います。フル(全面)シーティングは…地元の義肢装具士屋さんのやる気と技量が重要でゼロから学ぶ意識があるかどうかだと思います。アフターメンテも含めて障がい児者本人目線で考えてくれるのが大事だと思います。

講師の山崎さんが香川大会の講演で理学療法士・作業療法士・義肢装具士・障がい児者本人・保護者が三位一体ならないと実現厳しいと話していた通りだと思います。脊損など中途障がいの人達は、自分自身に合った製品を一生懸命探しますが、私たち全肢連・各都道府県肢連の人達はどうか？ 軽度で自力で動ける障がい児者はネットなどで探すことが出来ますが、殆どが重度重複だと思います。医療的ケアが必要になってくると一日中車いすだとかなりキツイと思います。

重度重複の人の代弁者は身近にいる保護者なのです。表情などから読み取ってください。

みんなと一緒にエンジョイスマイルな日々が過ごせるようにしましょう。

アステラス製薬 『フライングスター基金』

令和4年度 「車いす送迎車」 寄贈!!



平成9年度から合計193台の「車いす送迎車」を寄贈いただいている、アステラス製薬株式会社「フライングスター基金」(以下、FS基金)より、今年度も4WDの「車いす搬送用自動車」普通車輛3台、軽車輛1台を寄贈いただきました。

日頃、地域福祉推進のため地域の中に根ざした活動を続けている施設や団体、かつ確実な維持管理と有効に活用できることを推薦基準とし、都道府県肢連を通じ推薦を募りFS基金選考委員会において4か所の寄贈先が決定しました。「フライングスター基金」並びに社員の皆さまに心より感謝申し上げます。

★フライングスター基金とは★

「フライングスター」とは、「星」を意味するラテン語の「stella」、ギリシャ語の「aster」、英語の「stellar」によって「大志の星 aspired stars」「先進の星 advanced stars」を表現したアステラス製薬のコーポレートシンボルである。

アステラス製薬では、単に企業は業績を求めるだけでなく、同時に社会や自然環境との共生を図ることが、これからの企業の姿であるという考え方にに基づき、社会貢献活動の一環としてフライングスター基金の前身である「スリーナイン基金」を平成8年9月に発足させている。「フライングスター基金」は『マッチングギフト』(社員の基金と同額を会社が上乘せ)方式で行われている。

千葉県



社会福祉法人ワーナーホーム すくすくホップ北柏/すくすくステップ北柏 すくすくステップ/すくすくジャンプ

11月11日 普通車輛贈呈式

利用される医療的ケア児者や重症心身障害児者の日々の暮らしに必要な、送迎車両をお送りくださり、本当にありがとうございました。私たちにとってはじめてのびかびかの新車にどきどきしながら、毎日大切に使用させていただいています。肢体不自由児者をはじめとする障害を抱える方が、少しでも社会参加できるようにと願いを込めて寄せてくださったご支援を大切に、送迎にとどまらず、彼らと一緒に地域社会の中のいろいろな場所で、いろいろな人との出会いや体験を重ねてまいります。本当にありがとうございました。

神奈川県



特定非営利活動法人Nico's Company 就労継続支援B型 Nico's Kitchen

11月11日 普通車輛贈呈式

この度は、車いす送迎車を寄贈いただき誠にありがとうございました。現在、利用者の方の半分が車いすを利用されています。その方々に今回の「寄贈が決まったよ!」と伝えたと「やったー!これで留守番しなくていいんだ!」と。雨が降ると車いすの方々は外には行けず施設内での留守番になっていたのです。でもこれからはみんな一緒に外での活動に行けます。フライングスター基金加入者の皆さまの温かい気持ちを沢山の方々にお配りする気持ちで今後も地域で活躍できるよう頑張っていきます。本当にありがとうございました。

宮城県



社会福祉法人 宮城県障がい者福祉協会

11月13日 軽車輛贈呈式

この度は私たちの希望を叶えていただきまして本当にありがとうございました。主に在宅肢体不自由児者とそのご家族を事業の中心において、各種事業による支援活動を行っている当事業に対して小回りの利く軽車両、しかも冬のみちのく路で安心が確保される4WD車両を寄贈いただきましたこと深謝いたします。今後、ご寄贈いただきました自動車を使用した新型コロナウイルス感染予防に徹しながらも、訪問活動、外出同行あるいはキャンプ並びに各種障がい者スポーツ・レクリエーション活動等・レクリエーション活動等の社会参加推進活動、保護者学習会などの機会を増やしてゆきたいと考えております。

島根県



社会福祉法人 さくらの家

さくらの家

11月14日 普通車輛贈呈式

車いす送迎車を贈呈いただき本当に有り難うございました。当施設の利用者は知的と肢体不自由を重複している方も多く、車いす送迎車両が必要でしたので本当に有り難いです。利用者は松江市内・市外の広範囲から通所され、遠くは往復1時間半もかかるご家庭もあります。いただいた車は下肢等に障がいのない方も車いす利用の方も一緒に乗れる車で使いやすく助かるとのスタッフの反応です。今後は送迎はもちろんですが、公園や他の事業所訪問、初詣や小旅行、委託物品の納品などいろいろな活動に使わせていただき大事に使用したいと思います。



第55回全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会 第57回東海北陸肢体不自由児者父母の会連合会愛知大会

「住み慣れた地域で自分らしい生活ができる共生社会の実現！」

令和4年9月10日(土)

参加人数300名

第55回全国大会

9月10日(土)

ロワジールホテル豊橋

開会セレモニー

物故者に黙祷 全肢連歌斉唱

総合同会者

フリーアナウンサー

大橋麻美子

開式のことば

全肢連副会長

石橋 吉章

大会実行委員長挨拶

愛知県肢連会長

荻野 義昭

主催者挨拶

全肢連会長

清水 誠一

大会名誉会長挨拶

愛知県知事

大村 秀章

開催地歓迎挨拶

豊橋市長

浅井 由崇

来賓祝辞

厚生労働大臣

加藤 勝信

文部科学大臣

永岡 桂子

日本肢体不自由児協会

理事長 遠藤 浩

コカ・コーラボトラーズジャパン(株)

ベンディング戦略カスターマー本部

ベンディング戦略カスターマー

第一統括部長 藤田 善章

大会当日は『住み慣れた地域で自分らしい生活ができる共生社会の実現！』

をテーマに、大勢のスタッフ、ボランティアに支えられ、全国より300名を超える参加者(資料参加者を含む)が集い、コロナ禍に配慮し、参加者同士の距離を取るなど様々な配慮が成され、動画配信とのハイブリットで1日のみの開催となった。

大会は11時より受付が開始され、会場ホール内では12時50分より愛知県・豊橋市の名所などを紹介するPR動画が上映された。

13時より開会。物故者への黙祷が捧げられ、全肢連歌「太陽と共に」を参加者全員で斉唱した。

式典は地元愛知で活躍中のフリーアナウンサー 大橋麻美子氏の総合同会進行で、全肢連 石橋吉章副会長の開会宣言で始まり、大会実行委員長 愛知県肢連 荻野義昭会長の挨拶、全肢連 清水誠一会長による主催者挨拶が行なわれた。続いて、愛知県の 大村秀章知事による大会名誉会長挨拶、豊橋市長 井由崇市長による開催地歓迎挨拶が行われ、厚生労働大臣、文部科学大臣からの祝辞披露、日本肢体不自由児協会 遠藤浩理事長、コカ・コーラボトラーズジャパン(株) 藤田善章ベンディング戦略カスターマー本部第一統括部長よりそれぞれ祝辞が述べられた。併せて臨席のご来賓の紹介、祝電が披露され、石川県肢体不自由児者父母の会連合会 松田郁夫会長の閉会の挨拶をもって開会式典は終了。基調講演までの休憩時間には、コロナ禍で久しぶりの再会となる会員同士が交流を深める姿が会場のあるあちこちで見られた。

基調講演・トークセッション

「誰もがともに生きていくことができるまちづくり」

～本当のインクルージョンをめざして～

(社)兵庫県相談支援ネットワーク代表理事 (社)西宮市社会福祉協議会 権利擁護

普及推進及び相談支援アドバイザー 玉木 幸則

田原市障害者総合相談センター長 委員 荒井 在慶

愛知県障害者自立支援協議会 医療的ケア児等支援部会

Eテレ「バリバラ」等に出演されている 玉木氏と地元愛知で活動する 荒井氏をパネラーに、時折会場中が笑いに包まれる和やかな雰囲気の中、トークセッションが行われた。

第3分科会「災害…大地震に備える」

助言者

わだちコンピュータハウス

水谷 真氏

豊田市防災対策課

町屋弦一郎氏

岡崎市福祉部ふくし相談課

課長 齊藤 哲也氏

豊橋市障害者福祉会館さくらピア

事務長 本田 栄子氏



16時45分より閉会セレモニーが行われ、愛知県肢連 後藤久代副会長により前文と6項目にわたる大会決議文が朗読され、意義なく採択された。

引き続き、愛知県肢連 荻野義昭会長から開催地謝辞が述べられ、次期全国大会開催地の岡山県肢体不自由児者福祉協会 宮本敏行会長、東海北陸大会開催地の静岡県肢体不自由児者父母の会連合会 大石辰夫会長より挨拶が述べられた。

最後に全肢連 植松潤治副会長による大会終了宣言が発せられ今大会の幕が閉じられた。

大会決議文

肢体不自由児者の環境は近年改善が進んできたと感じています。しかしコロナ禍での生活の変化は、新たな問題を提起しました。仕事は在宅勤務が増え、学校ではリモート授業を行なう事もありました。人と人が直接会わない形の文化が芽生えてしまいました。肢体不自由児者の多くがなにかの介助を受けて生活しています。そこには身体介助という濃厚接触が必須となります。医療機関の規制とともに支援者確保の問題が深刻な現実となって私たちに襲いかかってきました。

その一方で、ハード面でのインフラ整備の充実は肢体不自由児者にとって行動範囲の拡大、生活の質の充実、介助者の負担軽減等多くの幸せをもたらしてくれます。

ICTの活用で非接触での受診も行える時代になりました。個人ではスマートフォンやタブレットの活用でコミュニケーションの幅が格段に広がったと感じます。

ソフト面では人と人との接点が少なくなり限られた人にしか会う機会が無くなっているように感じます。しかし直接会うことは出来なくても様々な方法を駆使したコミュニケーションはこれまで会うことが出来なかった遠方の人とでも話す機会が持てるようになりました。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」は医療的ケア児の支援を国・地方公共団体の責務としました。そして学齢期以降の「医療的ケア者」も引き続き心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるという理念を持っています。そのことが置き去りにされないよう重度障害児者の生活は、父母の会の活動を通してその先の希望に光を射せるよう関係方面に引き続き働きかけてまいります。

障害の程度や環境に係わらず地域で暮らしていける肢体不自由児者の生活の確立、学習や就労の質の確保、スポーツや芸術を楽しめる環境、そして周りの理解を深める交流などの充実を図ることを目指し第55回全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会愛知大会の名において次の事項を決議します。

- 一、 障害児者及びその家族・支援者の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を進めること
- 一、 障害のある人の人権が守られ、誰もが自分らしく生きられる社会を実現すること
- 一、 肢体不自由者のグループホームの拡充による誰もが地域で普通に暮らせる環境の確保をすること
- 一、 医療的ケア、重度重複障害があっても住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制を充実すること
- 一、 残存能力を活かせる就労・生活の工夫を充実すること
- 一、 肢体不自由児者の理解を深める啓発活動を充実すること

令和4年9月10日

第55回全国肢体不自由児者父母の会連合会 全国大会
第57回東海北陸肢体不自由児者父母の会連合会 愛知大会

大会決議文への回答

本大会において採択された大会決議文は、大会終了後の9月26日に全肢連清水会長・愛知県肢連荻野会長両名が厚生労働省ならびに文部科学省を訪問し、各省担当者に直接手渡された。

後日両省より各項目に対しそれぞれ回答があり、以下にその内容を報告する。

厚生労働省

一、障害児者及びその家族・支援者の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を進めること

〔回答〕 社会・援護局障害保健福祉部

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、障害福祉サービス事業所等における感染対策に係るガイドラインの活用や、障害者支援施設等におけるワクチン接種の円滑な実施等について、各自自治体に周知しているほか、障害福祉サービス事業所等に対する業務の継続のための財政的な支援を行っております。今後、予算事業、

自治体への協力依頼など様々な対応を組み合わせながら、感染防止対策に取り組んでまいります。

一、障害のある人の人権が守られ、誰もが自分らしく生きられる社会を実現すること

〔回答〕 社会・援護局障害保健福祉部

厚生労働省では、障害の有無に関わらず、一人ひとりが互いの人格と個性を尊重し合い、共生できる社会の実現に向け、障害のある方々への支援などを推進しています。引き続き、当事者を含む関係者の方々の声に耳を傾けながら、障害福祉施策の充実に向けて、取り組みを進めてまいります。

一、肢体不自由者のグループホームの

拡充による誰もが地域で普通に暮らせる環境の確保をすること

一、医療的ケア、重度重複障害があっても住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制を充実すること

〔回答〕 社会・援護局障害保健福祉部

障害者の地域移行の推進や地域生活

の継続を支援するため、グループホームにおける肢体不自由者や医療的ケアが必要な者、重度重複障害のある者などの重度障害者の受入体制の整備が重要と考えています。グループホームの重度障害者の受入体制の整備については、

・平成30年度報酬改定において、障害の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」を創設し、常時の人員体制の確保を最低基準とするともに世話人3・1以上の配置を基本報酬で評価

・令和3年度報酬改定において、医療的ケア対応支援加算の創設や重度障害者支援加算の拡充などを図ったところ。

今後、障害者部会報告書における重度障害者の支援体制の整備についての議論も踏まえつつ、引き続きグループホームにおける重度障害者の受入体制の整備の推進に努めてまいります。

一、残存能力を活かせる就労・生活の工夫を充実すること

〔回答〕 社会・援護局障害保健福祉部

障害のある方がそれぞれの障害特性

に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、就労移行支援、就労継続支援などの就労支援策を講じております。

なお、障害のある方の就労支援においては、本人の能力や適性を踏まえて、必要な支援を行うことが重要です。

このため、就労を開始する前段階からの新たな障害福祉サービスとして、就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」を創設することについて検討を進めております。

引き続き障害のある方が活躍することのできる社会を築くため、必要な支援を行ってまいります。

一、肢体不自由児者の理解を深める啓発活動を充実すること

〔回答〕 社会・援護局障害保健福祉部

政府においては、「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」に基づき、政府全体で「心のバリアフリー」に関する取組を進めているところ、厚生労働省では、理解促進研修・啓発事業や「心のバリアフリー」推進事業を通じて、地方自治体の取組に対して財政支

援を行うとともに、取組事例の周知を行うことで障害者等の理解促進に取り組んでいます。

地域に根ざした「心のバリアフリー」を広めるため、引き続き、取組を進めてまいります。

文部科学省

一、障害児者及びその家族・支援者の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を進めること

一、障害のある人の人権が守られ、誰もが自分らしく生きられる社会を実現すること

一、医療的ケア、重度重複障害があっても住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制を充実すること

〔回答〕初等中等教育局特別支援教育課
我が国では、「障害者の権利に関する条約」を踏まえ、障害者基本法や障害者差別解消法関連法の整備、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正、高等学校も含めた通級による指導の制度化・充実

など、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めて参りました。

また、特別支援教育を必要とする児童生徒が増加していること等を踏まえ、本年5月に、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」を立ち上げ、通級による指導の更なる充実に向けた取組等の在り方を中心に通常の学級における支援について議論を行っていただいているところです。

医療的ケア児への支援につきまして、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行を踏まえ、学校教育法施行規則において医療的ケア看護職員について、その名称及び業務内容を位置付けるとともに、令和5年度概算要求において、医療的ケア看護職員の配置に係る経費の拡充を計上するなど、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図っております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としまして、特別支援学

校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るための取組に対する支援をはじめとして、様々な支援策を講じております。

その他にも、誰もが学びたいときに、いつでも学ぶことができ、やりがいを見つけられる生涯学習社会、共に学び支え合って生きる共生社会の実現を目指し、これからも障害のある方の学ぶ環境の整備を推進してまいります。



Information

全肢連のパンフレットを作成しました

「イベントで配布したい」「施設に設置したい」等々……

ご入用の際は全肢連事務局までお気軽に問合せください

☎ 03-3971-3666 / FAX 03-3971-6079





オーダーメイドでかなえる、
わたしだけにぴったりのランドセル。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

ふわりいは、全てのお子さまの未来のために
持続可能な世界の実現へ向けて取り組んでいます。

ふわりい 障がい児 用 **オーダーメイド Uランドセル**

3つの基本型に、オプションを組み合わせ
お子様に最適なランドセルを職人が心をこめて手作ります。

2004年度 グッドデザイン賞 受賞商品

一般社団法人 全国肢体不自由児者父母の会連合会 推奨

基礎3タイプ+細かなオプションで通学や
使い勝手にあわせた機能を細かく選べます。
詳しくはふわりいウェブサイト、または専門
のランドセルアドバイザーにご相談ください。

重量:約800g～ 価格:45,100円(税込)～



A 全カブセタイプ

最もスタンダードで扱い
やすい、全カブセタイプ。



B 半カブセタイプ

錠前が前面に付いているので
開閉しやすい半カブセタイプ。



C よこ型タイプ

車椅子に取付けやすい
よこ型ランドセル。



スマホから
シミュレーション&
ご注文はこちら!



ふわりい 検索



e-mail: info@fuwarii.com
URL: https://fuwarii.com

